2026 年 1 月 19 日

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

株式会社フィックスターズ

当社は、
「ソフトウェア技術を通じて、
全社員の幸福および全てのお客様の成功を追求し、
フィックスターズの技術を活かして、
全世界のしあわせ向上に貢献すること」を企業理念としております。

当社がこの企業理念のもとに、長期的な競争力を維持し更なる向上を図るためには、コーポレートガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。株主をはじめ、当社の企業活動を支える全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体質を目指して企業価値の増大に努めております。

第１章　株主の権利・平等性の確保

【基本原則１】Comply
上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。
また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。
少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主が会社にとって極めて重要なステークホルダーであり、株主との中長期的な信頼関係を構築することが、経営の重要な課題の一つであると認識しております。

そのため、少数株主や外国人株主を含む全ての株主に対し、実質的な平等性を確保するための体制の整備に努めるとともに、株主としての権利を適切に行使することができる環境の整備に努めております。

【原則１－１．株主の権利の確保】Comply
上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、すべての株主の権利が実質的に確保されるよう配慮するとともに、株主による

議決権行使や株主との対話を促進する環境の整備に努めております。

【補充原則１－１．①】Comply
取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会において、可決には至ったものの２割を超える反対票が投じられた議案があったと認められるときには、取締役会において反対要因の分析を行うとともに、今後の対応について検討を行っております。

【補充原則１－１．②】Comply
上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、社外取締役５名と社外監査役３名を選任し、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制の整備に努め、取締役の業務執行の監督機能を担保する体制を整えております。

また当社は、自己株式の取得及び中間配当に関する決議事項を定款の定めにより取締役会へ委任しております。

【補充原則１－１．③】Comply
上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、株主名簿の閲覧請求など会社法で認められている少数株主権などの行使について、株式取扱規程で行使方法を定め、その権利行使を妨げることのないよう十分に配慮を行っています。

【原則１－２．株主総会における権利行使】Comply
上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が会社における最高の意志決定機関であり、会社にとっての重要事項を決定する場であるとともに、株主との建設的な対話の場であると認識しています。

当社は、より多くの株主が出席しやすい株主総会の開催場所の設定を行うとともに、株主総会招集通知の早期発送に努めています。

【補充原則１－２．①】Comply

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主が議案をより良く理解できるよう、株主総会参考書類の記載内容の充実に努めるとともに、適確な情報提供を行っています。

【補充原則１－２．②】Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めるとともに、招集通知の記載内容については、その発送日前に、TDnet や当社のウェブサイトにより速やかに公表しております。

【補充原則１－２．③】Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、より多くの株主が出席しやすい株主総会の開催場所の設定を行うとともに、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めています。

なお、当社は９月決算であるため、定時株主総会の開催は 12 月となり、集中日ではありません。株主総会の日程は多くの株主にご出席頂ける様に、年末をさけ、早期に開催する方針でおります。

【補充原則１－２．④】Comply

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラット

フォームを利用可能とすべきである。

当社は、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加するとともに、招集通知の英訳を当社ホームページ、東京証券取引所のウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームに開示するほか、パソコン、スマートフォン等から、当社が指定する株主名簿管理人の議決権行使サイトを通じて、インターネットによる議決権行使をできる環境を整えております。

【補充原則１－２．⑤】Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、信託銀行などの名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主本人として株主総会へ出席することを原則として認めていません。

ただし、あらかじめ株主総会への出席の申し出があり、かつ当該者が実質的な株主であることが確認できた場合には、株主総会会場への議決権行使等を認めることを信託銀行と協議しつつ検討しています。

【原則１－３．資本政策の基本的な方針】Comply

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置付けており、中期的な連結配当性向 30%及びDOE7%以上を目標としております。

【原則１－４．政策保有株式】Comply

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社は現在、政策保有株式を保有しておりません。今後においても具体的な保有の計画はございません。

今後、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中期的な企業価値向上の観点から、政策保有株式を保有する必要性が生じた場合には、保有株式については、年度毎に株式銘柄単位で採算状況等を踏まえ保有方針の見直し、及び

検討を取締役会等にて決定することといたします。

政策保有株式の議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損に繋がるものではないか等、議案の趣旨確認等、精査した上で賛否を決定して行使するものといたします。

【補充原則１－４．①】Comply

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は、政策保有株主から当社株式売却の申し出があった場合は、取引縮減の示唆等により売却を妨げるようなことは行っておりません。

【補充原則１－４．②】Comply

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、取引先が政策保有株主であるか否かにかかわらず、全ての取引について経済合理性を十分に検証しており、会社や株主共同の利益を害するような取引は行っておりません。

【原則１－５．いわゆる買収防衛策】Comply

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は買収防衛策を導入しておりません。

企業価値の向上をし続けることが、最大の買収防衛策であると認識しており、今後も導入の予定はございません。

【補充原則１－５．①】Comply

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は、自社の株式が公開買買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての対応を速やかに開示いたします。また、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買付提案）が行われる場合、それに応じるか否かは最終的に株主の判断に委ねられるべきものと考えており、そ

れが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

【原則１－６．株主の利益を害する可能性のある資本政策】Comply
支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、ＭＢＯ等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、独立社外取締役の意見に配慮しつつ、その必要性・合理性をしっかり検討し、適正な手続きを確保するとともに、情報を速やかに開示し、必要に応じて、株主総会や決算説明会等で説明を行います。

【原則１－７．関連当事者間の取引】Comply
上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社は、当社の取締役との間の利益相反取引については、該当する取締役を特別利害関係人として議決から除外した上で、あらかじめ取締役会において承認を得るとともに、当該取引の終了後遅滞なく、その取引内容を取締役会に報告するものといたします。また、当社及び子会社の取締役に対して、利益相反取引の有無について確認するアンケート調査を実施する方法により、利益相反取引の管理体制を構築しております。

なお、当社と主要株主（当社の総議決権の 10%以上の株式を保有する株主をいいます）等との間の取引に関しても、特別の利害関係を有する取締役を同様に議決から除外した上で、あらかじめ取締役会において承認を得るとともに、当該取引の終了後遅滞なく、その取引内容を取締役会に報告するものといたします。

第２章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則２】Comply
上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

当社は、

「ソフトウェア技術を通じて、

全社員の幸福および全てのお客様の成功を追求し、

フィックスターズの技術を活かして、

全世界のしあわせ向上に貢献すること」を企業理念とし、新しい社会を創造するリーディングカンパニーを目指しています。新社会創造の旗手として認められ、企業として存続、発展していくためには、その企業が社会にとって有益な存在であると認められなければいけません。そのために、お客様をはじめ、我らを支えてくれる様々なステークホルダーとの信頼関係を裏切ることなく、維持、向上させていく様に努めています。

【原則２－１．中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】Comply

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社の企業理念は、

「ソフトウェア技術を通じて、

全社員の幸福および全てのお客様の成功を追求し、

フィックスターズの技術を活かして、

全世界のしあわせ向上に貢献すること」を企業理念としています。

・フィックスターズ企業理念　https://www.fixstars.com/ja/company/philosophy/

【原則２－２．会社の行動準則の策定・実践】Comply

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社は、当社グループの役員・従業員が従うべき行動規範である「企業倫理規程」を定め、日々の事業活動を通じて、社会的信頼を高め、より一層魅力ある会社を目指しています。本規程は、イントラネットに掲載し、当社グループの役員・従業員が随時確認できる環境を整備しています。

【補充原則２－２．①】Comply

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきで

はない。

当社は、当社グループの役員・従業員が従うべき行動規範である「企業倫理規程」を定め、日々の事業活動を通じて、社会的信頼を高め、より一層魅力ある会社を目指しています。本規程は、イントラネットに掲載し、当社グループの役員・従業員が随時確認できる環境を整備し、定期的なコンプライアンス研修等も行い、理解及び意識の向上に努めています。

また、リスクの早期発見及び法令遵守意識の意識向上を図るため、コンプライアンスに関する自主点検制度を設け、定期的にモニタリングをしております。さらに、問題が指摘または発見された場合は、該当部署にヒアリング等を実施し、今後の取り組みにつき検討することとしています。

【原則２－３．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】Comply
上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社では、「環境方針」を定めるとともに、担当役員を委員長とする「安全衛生環境委員会」を設け、年度計画の策定や活動を行っています。

また、取締役会にて定期的な活動報告と進捗管理を行っています。

【補充原則２－３．①】Comply
取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

当社が行う全ての企業活動の過程で発生する環境負荷を低減するため、以下の環境方針に取り組みます。

１．当社の企業活動に関わる環境影響を認識し、環境負荷の低減に努力します。
２．当社の生み出す先進的な製品開発によって、さらなる環境保全に貢献できるよう、積極的に環境保護活動を推進します。
３．当社の企業活動に関わる環境関連法規、その他の要求事項を遵守します。
４．当社の企業活動に関わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
⑴ 電力使用量の縮減
⑵ 廃棄物の削減及びリサイクルの促進
⑶ 事務用紙使用量の削減

(4) 環境関連法規等の遵守

５．一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全社員に周知するとともに社外へも公表します。

【原則２－４．女性の活用促進を含む社内の多様性の確保】Comply

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社では、ダイバーシティ推進の観点から、人材の活用に取り組んでおり、性別・国籍・年齢・障がいに関係なく人材を採用し、評価を行っております。特に女性社員がワークライフバランスを実現し、安心して子供を育てることが出来る職場環境作りを積極的に推進し、フレックスタイム制度・裁量労働制を利用した勤務形態の柔軟化等を行っています。

【補充原則２－４①】Comply

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

１．女性の活用促進について

当社はこれまでも、性別・国籍・年齢・障がいに関係なく必要な人材を採用しておりますが、相対的に女性人材が少ない傾向にあるエンジニア職が全従業員の９割を占めているため、女性従業員数は、全従業員の 9.3%、管理職全体では ~~10.9~~12.0%となっております。

現在の管理職への登用状況としては、女性従業員については、相対的に女性人材が少ない傾向にあるエンジニア職種が従業員の９割を占めているため、絶対数が少ないため登用は進んでおりません。当社は、女性従業員の絶対数を増やすことが、女性管理職比率を高める事につながると考えており、採用者全体に占める女性割合を 10%以上とすることを目標とし、採用活動を行っております。2024~~4~~5 年９月期における実績は ~~2.2~~7.3%となっております。

２．外国籍の従業員の活用促進について

当社の主要な事業所が国内であるため、外国籍の従業員数は、全従業員の ~~9.3~~11.0%、管理職全体としては ~~3.6~~4.0%となっております。外国籍の従業員については、今後の事業拡大による海外での事業展開に応じて、具体的な目標値の設定について検討してまいりま

す。

３．中途採用者の活用促進について

当社は中途採用を積極的に行っており、中核人材の ~~81.8~~76.0%は中途採用者となっており、現時点において、十分に中途採用者を活用できていると認識しております。中途採用者については、今後の事業拡大に応じて、具体的な目標値の設定について検討してまいります。

【原則２－５．内部通報】Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、内部通報に係る社内規程「企業倫理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、内部通報を行う際の方法や内部通報がなされた場合にその調査・対応を検討する「コンプライアンス委員会」の開催等について規定しており、内部通報に係る適切な体制整備を行っております。

また、コンプライアンス担当取締役を任命し、内部通報制度が適切に運用されているか否かを検証し、取締役会に対して定期的に運用状況の報告を行っております。

【補充原則２－５．①】Comply

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社の通報窓口は、コンプライアンス委員会となっています。コンプライアンス委員会の委員は、コンプライアンス担当取締役、社外取締役、監査役等となります。

また、通報者に対して、通報を理由として不当な処分や評価を行わない旨を内部通報に係る社内規程「企業倫理規程」及び「コンプライアンス規程」に明記しています。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】Comply

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容

を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、企業年金制度を導入しておりませんので、本原則には該当いたしません。

第３章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則３】Comply

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、会社法・金融商品取引法、その他関連法規と基準を遵守し、企業情報の適切な開示を行います。また、株主・投資家に的確な判断をしていただくために必要かつ充分な情報であれば、法令・諸規則で開示が義務付けられている事項に留まらず、積極的に、かつ公正な方法で提供しております。

【原則３－１．情報開示の充実】Comply

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

（ⅰ） 当社の経営理念及びミッションは当社ウェブサイトにおいて開示しております。
また、当社の経営戦略及び経営計画については、決算説明会において説明するとともに、決算説明資料及び中期経営計画を当社ウェブサイトにて開示しています。

・経営理念及びミッション　https://www.fixstars.com/ja/company/philosophy/

・決算説明会資料及び中期経営計画 https://www.fixstars.com/ja/ir/library/material/

（ⅱ） コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について、当社ウェブサイト、コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書、事業報告書等にて開示しています。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針については、本「コーポレートガバナンス・コードに対する当社の取り組みについて」により開示しております。

（ⅲ） 取締役の報酬等に関する方針を、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書にて開示しています。
また、取締役の報酬を決定するにあたり、より公平性・透明性を高めるべく、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会の設置と活用について検討しています。

（ⅳ） 取締役候補者と執行役員候補者については、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献するための資質を備えた者であることをその指名に当たっての方針とし、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において充分に検討を行った上で決定いたします。
また、監査役候補者については、当社の経営が健全に行われていることを適正に監査することができる資質を備えた者であることを指名に当たっての方針とし、監査役会における検討・同意を経た上で、独立社外取締役を構成員に含む取締役会において決定いたします。
解任については、その機能を十分発揮していないと認められる場合、また、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会を経て十分な審議を尽くしたうえで決定します。

（ⅴ） 社外取締役・社外監査役候補の指名の際は、個々の選任・指名理由を当社ウェブサイトや株主総会招集通知の参考資料で開示しています。また、社内取締役・監査役候補の選任・指名理由の開示について検討しています。また、解任についても、解任理由を当社ウェブサイトや株主総会招集通知の参考資料で開示を行います。

【補充原則３－１．①】Comply
上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、情報開示を重要な経営課題の一つとして捉え、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、わかりやすく具体的な記載を行うよう努めています。

【補充原則３－１．②】Comply
上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲におい

て、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。
特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

当社は、株主総会招集通知、決算短信、決算説明会資料等の英語版を作成するとともに、英語版の当社ウェブサイト等で開示し、海外投資家等への情報提供を行っております。

【補充原則３－１．③】Explain
上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。
特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるＴＣＦＤまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

当社グループは、多様な産業分野に対して高速化ソリューションを提供するという、当社グループの事業活動そのものが社会的課題の解決につながっていると認識しております。当社グループが、数倍～数百倍、ソフトウェアを高速化することにより、電力消費時間の短縮につながっております。一例として、当社の推計では、自動運転向け画像認識処理の高速化(1 車種)のみでも、2020 年に約 14,000 トンの CO2 削減が見込まれております。

また、人的資本への投資については、人員数をその増減も含め決算説明会資料等で開示を行っております。知的財産への投資については、当社の研究開発投資はソフトウェア資産（無形固定資産）への投資であり、毎年一定水準額の研究開発投資を行い中長期的な競争力及び付加価値の向上を図っております。

一方、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の当社の事業活動や集積に与える影響については、今後データの収集及び分析を実施し、開示の充実を図っていくことを目指してまいります。

【原則３－２．外部会計監査人】Comply
外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、管理部門等や関連部門が連携をし、監査日程の確保や会計監査人への適切な情報開示等の監査体制の確保に努めております。

【補充原則３－２．①】Comply

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ⅰ） 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

（ⅱ） 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

（ⅰ）当社の監査役会は、外部会計監査人候補を適切に選定し、外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、外部会計監査人の監査実施状況報告や監査報告等を通じて、外部会計監査人の職務の実施状況の把握及び評価を行っております。

（ⅱ）外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行なっています。

【補充原則３－２．②】Comply

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ⅰ） 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

（ⅱ） 外部会計監査人からＣＥＯ・ＣＦＯ等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保

（ⅲ） 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

（ⅳ） 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

（ⅰ） 決算の早期化や迅速な情報提供を行うなど、十分な監査期間が確保できるように努めております。

（ⅱ） 会計監査人からの要請に基づき、代表取締役社長、各業務執行取締役及び管理本部長との面談等を実施しております。

（ⅲ） 会計監査人と監査役や内部監査人は、必要に応じて随時協議を行い、監査に関する意見、情報の交換を行うなど、連携と協調を図ることにより双方の監査を充実、向上させております。

（ⅳ） 会計監査人は、不正を発見した場合は取締役及び監査役に報告いたします。また、報告内容に基づき取締役会、監査役会及び内部監査人は情報共有等により相互に連携を図り、当該事項について適正な対応を図ることとしております。

第４章 取締役会等の責務

【基本原則４】Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、
(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うことをはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。
こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社では、継続的な企業価値向上には経営の透明性・公正性を高めること及び迅速な意思決定を追求することが重要であると考え、経営と執行を分離するため執行役員制度を導入しています。

取締役会は、全社基本方針の決定や高度な経営判断、業務執行の監督を行う機関として位置づけ、全員が十分な独立性を有する社外取締役５名を選任することで、取締役に対する実効性の高い監督体制を構築し、経営の透明性、公正性を確保しています。

また、当社の監査役は３名全員が社外監査役であり、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

【原則４－１．取締役会の役割・責務（１）】Comply
取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社では経営理念を制定しており、取締役会は、当社の中長期的な企業価値の向上のために、当社経営理念及びミッションに基づいた、経営戦略を議論し、中期経営計画及び年度計画を策定し、実行しております。

【補充原則４－１．①】Comply
取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

取締役会は、法令、定款、取締役会規程及び職務権限規程等で定める、当社の経営に関する重要事項を決定しております。当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項については、業務執行役員が迅速に対処しております。

【補充原則４－１．②】Comply

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

現在、当社では2024年９月期を初年度とする３ヵ年の中期経営計画を策定し、その達成に向けてグループ全体で取り組んでおります。

今後の中期経営計画の進捗状況については、決算説明会や株主総会等で説明を行って参ります。

・中期経営計画資料　　https://www.fixstars.com/ja/ir/library/material/

【補充原則４－１．③】Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（ＣＥＯ）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

代表取締役社長の後継者指名にあたっては、代表取締役が、他の取締役の補佐を得て、社外取締役、社外監査役の意見等を参考とし、複数の候補者に絞り込み、引き続きその育成に努めております。

取締役会は、当社の経営理念及びミッションに根差した会社経営を行うに足る候補者かを、人物・経験・能力等を十分に確認致します。その上で、代表取締役社長が、最終候補者を取締役会へ付議するものと致します。

【原則４－２．取締役会の役割・責務（２）】Comply

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社では、経営と執行を分離するため執行役員制度を導入しており、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備に努めています。

取締役会では、決議するべき事項に対し、それぞれの取締役が独立した客観的な立場から十分に検討を行っております。決議された事項は、担当業務執行役員が執行責任を担っております。

当社は、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるために連結会計年度の業績に連動して各取締役の報酬額を決定しております。

【補充原則４－２．①】Comply
取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において決定しております。個人別の報酬額については、フィックスターズグループ役員報酬基準に基づき、代表取締役等の執行側で案を作成し、取締役会の審議及び決議により決定しております。

当社は、２０１９年１２月開催の定時株主総会において、社外取締役を除く取締役を対象として、株式報酬制度を導入しております。取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に対する意識を高めております。

譲渡制限付株式報酬は、役員報酬基準に基づき、代表取締役等の執行側で案を作成し、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【補充原則４－２．②】Explain
取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。
また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社は、取締役会において、サステナビリティへの取り組みについての基本的な方針は未策定であります。今後の重要性を鑑み、検討を行ってまいります。

【原則４－３．取締役会の役割・責務（３）】Comply
取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。
また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部

統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。
更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社では、取締役・執行役員に対する実効性の高い監督を行うことを、取締役会の主要な役割・責務と位置づけ、執行役員以上の人事は取締役会にて客観的な立場から業績などの評価を行い、決定しています。

当社は、会社法の規定に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制として、内部統制システムの基本方針を定め、運用しています。

さらに、関連当事者との利益相反取引が生じる場合は、事前に取締役会で審議及び決議を行い、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、その取引の状況などについて、適宜報告を求めています。

【補充原則４－３．①】Comply
取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社では、執行役員以上の人事については、取締役会において独立役員の意見も踏まえて決議のうえ、決定しております。

【補充原則４－３．②】Comply
取締役会は、ＣＥＯの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたＣＥＯを選任すべきである。

当社は、代表取締役社長の選解任は会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立役員の意見を得ながら十分な時間をかけてその適性を検討し、選任を行っております。

【補充原則４－３．③】Comply
取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、ＣＥＯがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、ＣＥＯを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

当社は、代表取締役社長の資質、経営能力、会社の業績、重大な不祥事の有無等を総合的に勘案し、職務の遂行に問題があると認められる場合には、任期にかかわらず、取締役会において、解任を審議します。

【補充原則４－３．④】Comply
内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確

保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

当社は、コンプライアンス規程及びリスク管理規程を制定し、これらの規程に基づきコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しております。そして、これらの委員会を必要に応じて開催することで、コンプライアンスの遵守状況の確認とリスク管理に関する事項について点検を行うとともに、取締役会において四半期毎にその概要を報告し、当社の内部統制システム及びリスク管理体制が有効に機能していることを確認しております。

【原則４－４．監査役及び監査役会の役割・責務】Comply

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査役３名は、３名全員が社外監査役であり、独立した客観的な立場から、監査役としての責務を果たしております。

監査役会では監査方針を策定し、監査結果について協議するとともに、監査指摘事項を代表取締役に提出し、会計監査人との意見交換・情報交換を適宜実施しております。

また、常勤監査役は、取締役会及び経営役員会などの重要な会議に出席し、客観的で公正な意見陳述などにより取締役の職務執行の適法性、妥当性を厳正に監視しております。

【補充原則４－４．①】Comply

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査役会は、３名全員が社外監査役で構成されており、それぞれの特長を活かして監査の実効性を高めています。

監査役会と社外取締役との連携に関しては、定期的な意見交換会が実施されております。

【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】Comply
上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社は、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要課題の一つであると認識しております。このため、経営の透明性、健全性を高めるとともに、環境の変化に対応できる体制の構築に努め、株主、顧客及び従業員などステークホルダーの満足度向上に注力しております。

【原則４－６．経営の監督と執行】Comply
上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、独立性の確保された異なるバックグラウンドの社外取締役を5名選任し、監査役会と共に、独立した客観的な立場からの業務執行に対する実効性の高い監督体制を、確保しています。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】Comply
上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。
（ⅰ）経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
（ⅱ）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
（ⅲ）会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
（ⅳ）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

（ⅰ）当社の独立社外取締役は、企業経営の経験者等それぞれ専門的な知識と豊富な経験を有しており、独立した客観的な立場に基づいて、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図るとの観点から経営の方針や経営改善に関する助言を行っております。

（ⅱ）当社の独立社外取締役は、経営陣幹部の選解任や事業計画の策定といった取締役会における重要な意思決定を通じ、経営の監督を行っております。

（ⅲ）当社の独立社外取締役は、会社と取締役または支配株主等との間の利益相反取引について、その背景及び経緯や経済合理性の観点から、公正かつ的確な判断により、

最善の意思決定が行われていることを監督しております。

（ⅳ） 当社の独立社外取締役は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、経営陣及び支配株主等の特定の利害関係者から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しております。

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】 Comply

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも３分の１（その他の市場の上場会社においては２名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社では、現時点において、取締役９名のうち、過半数の５名の独立社外取締役を選任しております。複数名の独立社外取締役の選任は、独立した客観的・中立的な立場からの意見を充分に踏まえた議論を可能とし、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与すると考えております。

【補充原則４－８．①】 Comply

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

独立社外取締役と社外監査役は、取締役会以外にも定期的に意見交換を行い、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図っています。また、独立社外取締役等の意見は、代表取締役社長等にフィードバックされ、会社の経営に反映されています。

【補充原則４－８．②】 Comply

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社は、筆頭独立社外取締役を決定しておりませんが、独立社外取締役は、取締役会において当社の経営に関する発言を適切に行っております。また必要に応じて、代表取締役社長をはじめとする経営陣との話し合いの機会を設けるなど、独立社外取締役との連携が図れていると考えています。

【補充原則４－８．③】 Comply

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも３分の１以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

当社は支配株主を有しておりませんが、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するような役割・責務を果たすべく、取締役９名のうち、過半数の５名を独立社外取締役として選任しております。今後も事業環境や当社グループの状況等の変化に応じ、常に適切な体制を検討してまいります。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】 Comply

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社では、会社法及び東京証券取引所が定める独立性基準を、当社の独立性判断基準としております。現在の社外取締役５名及び社外監査役３名は、全員が当該独立性判断基準を満たしております。

さらに、当該基準を満たしていることに加えて、実質的にも独立性があると判断されること、経験、実績及び知見に基づき、経営戦略等への適格な助言・意見具申や重要な意思決定による経営に対する監督、利益相反の監督等への貢献が期待できることなどを満たす人物を独立社外取締役候補者として選定しております。

【原則４－１０．任意の仕組みの活用】 Comply

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、会社法上の機関設計として、監査役会設置会社を選択しています。

また、現時点では、法定の機関設計以外に任意の諮問委員会を設置することが必要とは考えておりません。当社の取締役会の機能を補完し、より経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会の設置と活用については、取締役会において引き続き検討して参ります。

また、当社は執行役員制度を導入しており、経営方針を決定する取締役会と業務執行を担う執行役員の役割を明確に分離することにより、円滑かつ機動的な事業展開を可能に

し、経営効率を高めております

【補充原則４－１０．①】Comply
上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。
特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社における現在の取締役構成は、総数９名のうち社外取締役は５名と過半数に達しております。現時点では、法定の機関設計以外に任意の諮問委員会を設置することが必要とは考えておりません。当社の取締役会の機能を補完し、より経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬等に関する任意の諮問委員会の設置と活用については、取締役会において引き続き検討して参ります。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】Comply
取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が１名以上選任されるべきである。
取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社は、取締役の員数を 10 名以内としており、そのうち複数名の社外取締役を選任することとしています。

当社の取締役は、

・担当分野に精通した者

・企業経営の経験等、豊富なビジネス経験を有する者

・各分野における豊富な知識と経験を有する者

の中から、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えている取締役によって構成されております。

また、当社では監査役の員数を４名以内としており、監査役３名全員が社外監査役とな

っています。監査役のうち１名は米国公認会計士、２~~１~~名は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関しては、適切な知見を有する監査役であります。

取締会全体としての実効性に関する分析・評価の実施については、取締役会の機能を向上させる観点から、取締役及び監査役の自己評価として実施しております。

【補充原則４－１１．①】Explain

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社は、取締役の員数を 10 名以内、監査役の員数を４名以内と定めております。

当社の取締役は、

・担当分野に精通した者

・企業経営の経験等、豊富なビジネス経験を有する者

・各分野における豊富な知識と経験を有する者

の中から、優れた人格、見識、高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えているか等を総合的に勘案し、取締役会で選定しております。また、社外取締役の選定にあたっては、独立性・中立性の確保を十分留意しております。

現在の取締役会の員数、知識、経験、能力のバランスは、適切であると考えておりますが、今後の事業規模の拡大を見据え、あらためて取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化し、開示するよう努めてまいります。

【補充原則４－１１．②】Comply

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を確保することが求められることから、他の会社の役員を兼務する場合には、事前に当社の取締役会の承認を得ることとしております。

取締役及び監査役の兼任状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレート・ガバナンスに関する報告書を通じ、毎年開示を行っています。

【補充原則４－１１．③】 Comply

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社の取締役会については、現状、高い出席率、十分な議論時間の確保、社外含めた取締役及び監査役からの活発な議論・意見交換により、実効性が十分に確保出来ていると判断しています。

当社は、毎年、取締役会の全体の実効性について調査を行い、その結果を取締役会に報告致しております。また、その結果の概要を当社ウェブサイトにて掲載しています。

・取締役会の実効性に関する評価結果の概要

https://www.fixstars.com/ja/ir/governance/evaluation/

【原則４－１２．取締役会における審議の活性化】 Comply

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社では、９名の取締役のうち５名が独立社外取締役であります。社外取締役は、取締役会において、自身の豊富な経験や高い専門性に基づき、自由闊達で建設的な議論や意見交換を行っております。

【補充原則４－１２．①】 Comply

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

（ⅰ） 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること

（ⅱ） 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること

（ⅲ） 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと

（ⅳ） 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること

（ⅴ） 審議時間を十分に確保すること

当社では、取締役会審議の活性化を図るため、下記取組みを行っています。

（ⅰ） 取締役会の資料は、会日に先立って電子媒体によって出席者に配布されております。

（ⅱ） 社外取締役に対しては、必要に応じて取締役会に先立ち、議長及び事務局より説明を行っております。また、社外監査役には常勤監査役が説明する等、審議に必要となる十分な情報を事前に提供しております。

（ⅲ） 年間の取締役会開催スケジュールは、事業年度の開始前に決定し、予想される決議事項とあわせて取締役会出席者へ通知しております。

（ⅳ） 取締役会は、定例の取締役会を毎月１回開催し、必要に応じ臨時で取締役会を開催しております。審議項目数については、十分に審議が出来る様適切に設定しております。

（ⅴ） 取締役会での審議項目については、十分に審議時間を確保した上で審議を行っております。

【原則４－１３．情報入手と支援体制】Comply

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。
また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。
取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社では、取締役・監査役は、その職務の遂行に必要となる情報や資料がある場合には、事務局や関連する部門へ情報や資料を求めており、またこれを求められた部署は速やかにその情報、資料を提供しています。また、社外取締役や社外監査役は、代表取締役社長や社内取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題などについて相互の情報提供や意見交換を行っています。

取締役及び監査役については、取締役会事務局である管理本部が中心となり、その支援を行っております。

【補充原則４－１３．①】Comply

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。
また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社の取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要となる情報や資料がある場合には、事務局や関連する部門へ情報や資料を求めており、またこれを求められた部署は速やかにその情報、資料を提供しています。

取締役及び監査役については、取締役会事務局である管理本部が中心となり、その支援を行っております。

【補充原則４－１３．②】Comply

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社では、取締役及び監査役が、その業務の執行に際し必要と認める場合には、弁護士等、外部専門家の助言を得ています。それに伴い発生する費用は、全て会社にて負担しております。

【補充原則４－１３．③】Comply
上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

内部監査にて把握された問題点等については、毎月、代表取締役社長へ報告されております。報告された問題点等については、改善指示が出され、速やかに対応及び改善が行われております。

また、内部監査の実施状況及び把握された問題点等については、四半期毎に取締役会へ報告が行われております。

監査役会は定期的に内部監査人と意見交換会を行っており、現状の社内の問題点を把握しております。

【原則４－１４．取締役・監査役のトレーニング】Comply
新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、全ての取締役及び監査役に対して、少なくとも年に１回、コーポレートガバナンスやインサイダー等の研修を実施しております。取締役はその他必要に応じて、外部の研修会等に参加できる様にしております。また監査役は、監査役協会主催の研修会等に参加できる様にしております。

上記費用については、全て会社にて負担しております。

【補充原則４－１４．①】Comply
社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、

これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、全ての取締役及び監査役に対して、少なくとも年に１回、コーポレートガバナンスやインサイダー等の研修を実施しております。取締役はその他必要に応じて、外部の研修会等に参加できる様にしております。また監査役は、監査役協会主催の研修会等に参加できる様にしております。

【補充原則４－１４．②】Comply

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、全ての取締役及び監査役に対して、少なくとも年に１回、コーポレートガバナンスやインサイダー等の研修を実施しております。また、取締役及び監査役が必要に応じて、外部の研修会等に参加する際は、その費用については、全て会社にて負担しております。

第５章 株主との対話

【基本原則５】Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主総会以外の場においても、株主と対話を行い、当社の経営方針・経営戦略をわかりやすく説明し、その理解を得ることが重要であると認識しております。そのため、「企業倫理規程」のもと、具体的な開示内容や開示体制などに関して「適時開示規程」を策定し、情報開示の実行、開示後の対応、社内へのフィードバック、取締役会への報告などに関する体制を強化しています。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】Comply

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

株主との対話（面談）の対応は、経営企画室にて行っております。

面談を希望する株主の、所有株式数、面談の関心事項等を勘案し、代表取締役社長や経営企画室にて対応致します。

【補充原則５－１．①】Comply

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

株主との対話（面談）の対応は、経営企画室にて行っております。

面談を希望する株主の、所有株式数、面談の関心事項等を勘案し、代表取締役社長や経営企画室にて対応致します。

【補充原則５－１．②】Comply

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

（ⅰ） 株主との対話全般について、下記（ⅱ）～（ⅴ）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

（ⅱ） 対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

（ⅲ） 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会や IR 活動）の充実に関する取組み（ⅳ） 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

（ⅴ） 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを下記の通り行っています。

（ⅰ） IR を統括する部署を経営企画室とし、当室長を責任者と定め、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行います。

（ⅱ） IR 担当部署である経営企画室を中心とし、管理本部及び各事業部と積極的に連携し、部門間での情報共有を確実に行う等、株主への説明に必要な情報を日常的に収集できる体制を整えております。

（ⅲ） 経営企画室において、電話取材やスモールミーティング等の IR 取材を積極的に受け付けております。また、アナリスト・機関投資家向けに半期に 1 度決算説明会を実施し、代表取締役社長が説明を行っております。

（ⅳ） IR 活動による投資家との対話によって得られた意見等を取りまとめ、適時適切に取締役会へ報告及び共有されております。

（ⅴ）「適時開示規程」及び「インサイダー取引防止規程」に則り、情報管理を強化して

いきます。また、株主との対話の促進にあたっては、インサイダー情報の管理に細心の注意を払います。

【補充原則５－１．③】Comply
上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、毎年３月末日及び９月末日における株主名簿について、株主名簿上の株主分布状況を把握するとともに、必要に応じて実質的に当社の株式を保有する株主の判明調査を実施致します。

【原則５－２．経営戦略や経営計画の策定・公表】Comply
経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社では、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、収益力・資本効率等に関する基本的な方針及び目標を、当社ウェブサイトに掲載し、決算説明会や株主総会等においてにて株主への説明を行っています。またその際には、経営資源の配分などに関し、具体的な実行内容について、分かりやすい言葉・論理で説明するように努めています。

【補充原則５－２．①】Comply
上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

当社グループの事業ポートフォリオは、「Solution 事業」と「SaaS 事業」の２つのポートフォリオであり、その 2021 年９月期に見直しをおこなっております。今後異なる事業を開発し事業ポートフォリオが複数化した場合には、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況について、中期経営計画や決算説明会等で分かりやすく説明を行ってまいります。